

落札者決定基準 (被保護者居住生活サポート事業運営業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する被保護者居住生活サポート事業運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(30点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(70点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「②業務内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

ア 技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

イ 平成 30 年 4 月 1 日以降に本業務と同種または類似業務の履行実績について、提出された当該実績を証明できる書類を審査し、次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
3 件以上の地方自治体が発注する履行実績がある	5
1 件以上の地方自治体が発注する履行実績がある	3
履行実績がない	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が40点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
①事業者概要	生活保護受給者である長期入院患者等への退院（退所）及び地域生活への移行と地域での安定した居住生活の定着支援に関して、平成30年4月1日以降の同種・類似業務の実績等により、本市においても十分な業務効果を期待できるか。	5点	1	5. 3件以上の地方自治体が発注する履行実績がある。 3. 1件以上の地方自治体が発注する履行実績がある 0. 履行実績がない	
	業務を着実かつ効果的に遂行する上で必要な人材が確保されている等、十分な実施体制が整えられているか。	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
	生活保護及び生活困窮者を取り巻く現状や動向を踏まえている等、生活保護行政への理解は十分にできているか。	5点	1		
	対象者の地域移行の際に必要な諸制度や課題、留意点について理解されている内容となっているか。	5点	1		
②業務内容	(1) 実態把握の手法は「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和45年4月1日厚生省社会局保護課長通知）に沿ったものとなっており、対象者の入院（入所）状況や退院（退所）に係る問題点、課題等を適切に把握するために効果的だと期待できるか。	10点	2		
	(1) -2 実施する取組は、対象者の地域生活移行のために必要となる生活実態を的確に把握するために効果的だと期待できるか。	5点	1		
	(2) 地域移行支援プログラムの実施体制が明確で、課題分析（アセスメント）は対象者への意欲喚起、地域資源・他制度の活用、関係	5点	1		

	機関との連携を意識したものとなっているか。				
	(3) 退院（退所）促進の手法及び実施手順は、明確で具体性があり、対象者の退院（退所）への意欲喚起が期待できるものとなっているか。	5点	1		
	(4) 仕様書 16 で示す対象者の実態把握、地域移行支援の状況について、速やかに集計し報告される体制が設けられており、分析結果は対象者の属性や傾向、課題の抽出がなされている等、次年度以降の業務効果を高めることが期待できるものとなっているか。	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
	上記（1）～（4）の一連の業務の流れがわかるフロー図等の提案において、円滑な業務運営のために保健福祉総合センター及び関係機関との連携が不可欠であると認識されている内容となっているか。	5点	1		
	上記（1）～（4）の一連の業務の流れがわかるフロー図等の提案において、保健福祉総合センター及び関係機関等との連携手法等が明確で具体性があり、効果が期待できるものとなっているか。	5点	1		
③個人情報保護	仕様書に記載の個人情報の管理等について徹底されていることを前提として、個人情報の漏洩防止に向けた厳格な体制が構築されている、個人情報保護に関する研修を実施している、プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を受けている等、より高度な次元での個人情報保護の措置が講じられているか。	5点	1		
④自由提案	提案のあった内容は具体的でかつ本市における業務効果を高めるものとなっているか。	5点	1		
		70点 (満点)			点 (得点)